

## 平成 30 年度 宇和島市男女共同参画審議会 議事録

【開催日時】平成 30 年 11 月 20 日（火）15：00～16：30

【開催場所】宇和島市役所 地下 1 階会議室

【出席者】（敬称略・順不同）

（審議会委員） 日前 賢一郎 ・ 岩村 淑子 ・ 楠本 三郎 ・ 井上 教  
山下 仁佐栄 ・ 河野 晶子 ・ 中村 保子 ・ 水谷 一良  
弓削 由美子 ・ 大塚 和代 ・ 中田 一恵 ・ 川崎 健二  
岩城 美保

（事務局）【企画情報課】中川課長・今西課長補佐兼コミュニティ推進係長・村上主事

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 委嘱状交付・委員紹介

### 4. 審議会について

○会長、副会長の選出

立候補者なし

事務局案の会長を河野委員、副会長を日前委員で全会一致にて選任

### 5. 協議

#### ①第 2 次宇和島市男女共同参画基本計画の平成 29 年度進捗状況調査結果について

委員：男女共同参画の項目に該当するのかどうか疑問を持つ項目がある。当たり前のものであって、市としてやっていけないといけないこと。当たり前のことをあえて項目としてあげる必要があるのか。

事務局：おっしゃるように、かなり広く拾っているという気はしている。平成 30 年度の事業を少し整理することをすでに担当に指示をしており、見直していきたい。ただ、「男女が共に」というところは、施策の取りようによってはいろいろなところに絡んでくること。その辺の視点を少し整理した上で、事業を絞り、これに基づいて当たり前にやらないといけないことについては少し削っても良いと思っている。

委員：項目と項目に対する答えが書いてあるが、熱心に答えている課もあれば、出し直しをお願いした項目もある。ひとつの解決方法としても、他の方も言われたように多岐に渡るとは思うが、直接男女共同参画に触れていないのではという項目が多い。調査対象にする項目を絞ったらわかりやすくなり、回答する課も回答しやすいと思う。お互いが仕事をもっと楽にできるのではないかと思います。それと、答え方だが、正直言って内容のない答え方をしているところもある。答え方のフォーマットをもっと答えやすく変更したら良いのではないか。答えやすいように、書きやすいように、わかりやすいように変更してはどうか。

委員：あらゆる暴力の根絶という項目がある。その項目の「DVに関する情報を広報に掲載」とあるが、29 年度の実績が「県作成のパンフレットを関係機関等に配布した」。これで終わり。評価が「特になし」。これこそ男女共同参画で取り組まないといけないことなのに、こんなに簡単なコメント、これが上がってきたときに、担当課として「これではいけません」と、差し戻すぐらいしないと。このようなものを審議会の委員に配って意見を出せというのは、どうなのか。事務局としてもっとしっかりしてもらわないといけない。もう一つの「婦人相談員事業」だが、「県作成のパンフレットを関係機関等へ配布した」、評価「特になし」。ここを事務局で返して、もっと真剣に取り組むようにしないといけない。これだけ見たら、「福祉課は何をしているんだ。県からのパンフレットを配布したら終わりか。」となってしまう。

事務局：フォーマットの件については、こちらでも相談をする。もし「このようなものはどうか？」など意見があれば、提案していただきたい。また、数値化できれば少しわかりやすいと思う一方で、なかなか数値化ができないものもある。その辺を含めて少し見直しをしていきたい。思うことがあれば、終わってからでも構わないし、もちろん会議の中で発言していただけたらと思う。資料を見てよくわからない審議になるよりは、できるだけ事前に配付し見ていただいたうえでというのは、気をつけているつもりだが、十分答えられないこともあると思う。それはそれで言うてもらえれば、会議録等は送付するので、「追加でこういうご質問があって、こういうお答えをしました。」ということは、返せる。時間の問題もあり、再々集まっていただくのは難しいと思う。フォローしていけるところはフォローしていきたい。なんなりと担当に言ってほしい。

委員：女性の方も今回が初めての方が多いので、わかりにくいのではないかと思うが、疑問な点があればこういうときに発言してもらえれば良いと思う。

委員：先ほど説明はあったが、質問事項への回答の6ページ、該当ページが121ページ、担当課が福祉課、関連事業名が「相談体制の充実（週5日常勤の婦人相談員の配置）」の回答で、質問項目の後半になるが、今年9月に47都道府県の中で46番目だが、やっと県が「性暴力被害者支援センター」を開設した。その広報があまりされていないのではないかと思い質問をした。回答をいただいたが、「今後の研修会で事業説明等が実施されるため、それ以後に連携することとなります。」というその状態はわかったが、福祉課が県の関係部署に言うべきことだとは思いますが、「性暴力被害者支援」はとても緊急性が重要視される事業。今から研修会をして、それ以後に連携するというのはとても遅い。9月1日に始まる時に、愛媛新聞に出ていた記事で納得いかない事があったため、県の担当課に問い合わせたことがある。それは施設がどこにあるかというのが公表されていないということ。もちろん被害者の保護のためということもあり、「マスコミからの記者会見等でも公表はしません。」という回答だったが、そのことも含めて質問をした。愛媛県は東・中・南予と広い。「今はできないが、松山に各施設があるのではなく、東予と南予にサテライトの施設を設けます。」と、担当者の方が言った。とても良いことだと思うが、そういうことも公表されていないし、パンフレットが作成されているが、市役所のどこに置いてあるのかと思えば、1階のところのパンフレットを置いてあるところがあり、そこにひっそりと置いてある。見ていったら「あ、支援センターができたんだ。」となる。「とにかく電話をください。」と書いてあるが、本当に困っている人は、今日にも、今この瞬間にもいるわけで、宇和島だって例外とは思えない。回答はありがたかったが、今後、研修会があってそれ以後に連携する。パンフレットがひっそり置いてあるだけ。公民館に置いてあるのかとかいろいろな事が知りたかった。この回答では、対応が遅い。緊急性がある事業で、せつかく47都道府県中46番でも、やっと開設したのに、現場の各自治体の対応がこのようなままでは、実効性がないと思う。せめてパンフレットが市民の目に留まるように、みんなが知れるようにしてほしいというのを、福祉課に伝えていただきたい。パンフレットを誰もがみれるように、広報に挟むとか。

事務局：福祉課に聞き合わせて、会議録を送付するときにお答えできればと思う。

※県より追加でパンフレットを送付してもらい、各公民館に配布します。

また、新しくシールも作成したようなので、同様に配布します。

委員：最近、よく市役所の方でいろいろ施策をしているが、「市のHPに掲載していますので、そちらを見てください。」という事を言われる。この回答の中でもHPという言葉が出ている。HPを見れる年代ばかりではない。みなさんが家でHPを見れますか？まずパソコンがないといけない。スマホがないといけない。それにアクセスできないといけない。簡単に「HPを見てください。」と市は言うが、どれだけの人がHPを見れているのか？周知の方法もすぐHP。私は身体障害者でもあるが、障害者の関係でもいろいろ取り組んでいる。2年か3年に1度、障害者福祉の冊子ができる。それもパブリックコメントで「HPに掲載していますので見てくさだい。」と言われる。見る人が限られる。

そういう感じで実施して、「意見はありませんでした。」で終わらせて、上部の人の中で冊子ができて、それを今どこに置いてあるかという、福祉課の壁の方にそっと置いてある。誰も積極的に見れない。もっと積極的に取り組めば、男女共同参画も障害者福祉も前に進むかなと思う。「審議会を2年間で5回開催しました。」「意見がでませんでした。」「事務局で意見をまとめました。」「冊子ができました。」「はい、みなさんどうぞ。」これでは何もならない。今回はもう少し、進んだ審議会になってほしいし、また意見を言っていきたいと思う。「HPを見てください。」は、本当にやめてほしい。広報にもう一枚入れるとか市民の皆さん見てくださいますかという思いがあると思う。

委員：ひとつだけいいですか。委員の言うとおりに。「HP、HP」と言うのはやめてほしい。言うのは良いと思うが、見れない人もいますから。

委員：市民の半分くらいは見れないと思いますよ。

委員：私も同感です。後期高齢者だが、私の同級生でパソコンをいじったりスマホを持っているのは私だけ。宇和島市の人口は6万人ぐらいですかね？そして、65歳以上が34～35%ですか。そうすると、その1割ぐらい。パソコンを持っていたり、スマホを持っているのは。そういうことから考えて、本当にHPというのはやめていただきたいと思う。先ほどから言われるように、必要であれば広報誌にチラシを入れるということをしてほしい。それから、私は送られてきた調査結果を読んでいないが、説明されるときに私を含め初めての方がおられるわけですね。調査結果というのは、調査方法、調査対象者、調査年月日を書かないといけない。それを書かないと調査結果にはならないので、書いていただきたいと思う。それから、他の委員が先ほど言われたように、回答書に「男女共同参画に関係ない項目がある。」と書いてあるが、この質問をした方は前年度の委員ですよ？

事務局：今回の方々です。

委員：私たちですか。失礼しました。これを質問するとき、「これは男女共同参画に関係ない」というものを私たち自身も絞って、質問をしないといけないと思った。調査結果ならば、調査方法、調査対象者、調査年月日、回答者を記載して、もう少し丁寧に説明してもらえればと思う。

委員：私は災害もあったので、HPをスマホに登録して見てるが、正直言って見やすいとは思わない。ただ、ないよりはあったほうが良いので、HPもいいが、HPにばかり頼らないで広報の折り込みなどしてほしい。一方で広報もダメなんですよ。私は宇和島市の土曜塾の講師をしているが、中学生や小学生にキャリア教育の一環で、広報6月号を使って授業をした。「広報読みよる？」と聞けば、ほとんどの生徒が「広報読まん。」と返ってきた。もちろん新聞は読まない世代。若い人にしたら、広報は読まない。講師に来ている大人に聞いても、「読まない。」と言う。私は好きなので読んでいるが、一度、すぐに対応してほしいことがあり危機管理課に電話をしたとき、HPに載せてくださいと言ったが、一番良いのは自治会の回覧板に入っているものに対しては、皆さん見てくれやすいので、広報に折り込むよりは回覧板に入れてもらった方がいろんな情報が見やすいと思う。

委員：回覧板は見やすい。私のところは自治会長をしているが、なかなか回覧板が返ってこなかったり、回覧板自体がなくなったということもあった。また回覧板を作って、「どこかで見つからないんですが、止めている方は至急回してください。」と回覧を回したが、結局は見つからなかった。私の町内は高齢者が多いからかわからない。「広報に載ってましたよ。」と言っても「広報は見えない。」、防災ラジオも持っていない。災害のときは防災ラジオがすごく役立った。隣の人は、HPで「防災のゴミの収集がありませんよ。」という情報を見ていた。どっちが良い悪いではなく、広報も見て、HPも見れる方は見れば一番良いのではないかと思う。私の家では、私はパソコンをして、主人はできない。本当に今は何でも「HPを見てください。」となっている。

事務局：言い訳をするわけではないが、災害はそのときそのときに状況が変わっていくので、会

長が言っていたが、災害の瓦版を発行し、防災ラジオを使用したり、どうしてもHPということでもさせていただいた側面がある。通常の広報の運用は、約2か月前に原稿の締切が来て、その締切の後に「これを入れたい。」と言っても、スケジュール的に間に合わないことがある。かなり前から予定が分かっていることもタイミングとしてある。会長の話しにもでたが、広報も自治会にお願いをして配布してもらう必要がある、どうしてもタイムラグが出てくる。例えば災害で急遽お知らせをしたいときは、回覧板だと見てはもらえるが、いつ見てくれるかわからないとなると、そこに頼るわけにはいかないというところがある。あまり頻繁に出すと、その都度配布をしてもらわないといけないという手間の部分が、自治会の班長等にかかってくるため、原則的には広報を配布してもらうタイミングにあわせて回覧も配っていただくのがルールとなっている。毎日出せば毎日届けていただけるかという、そういう体制にはなっていないという現状も少しある。ただ、HPに頼りすぎてはということ「そうだな。」というところもある気はするが、どうしてもいくのが一番いいのかという悩ましいところは、運用としては正直ある。

## ②「第3次宇和島市男女共同参画基本計画」について

### 〈質疑〉

委員：この委嘱状を見ると32年の3月31日までの約2年間。3次計画はできてる。今後、我々審議会委員は何をしていくのか。この計画をチェックしていくのか、4次は作らないでしょ？3次ができたばかりだから。

事務局：4次を策定するとしても、3次計画が10カ年あるため、10年後。

委員：10年後ということは、我々は何をしていくのか？次の審議会はいつ開催するのか？

事務局：今年度の開催はこの1回のみで、他は予定していない。

委員：次の開催は平成31年の4月以降。ということは、何をしていくかということは、まだ分からないということか。

事務局：今、各課にピックアップしていく事業を整備してもらっている。それを見てご意見等ももらうのが中心になる。

事務局：計画の改定は担当が説明したとおりだが、10年間の計画にしているので10年先にはしているが、5年のタイミングで中間改定をしたらどうかと思っている。県もそういう風になっているので。情勢も変わっていくと思うので、そこでもう一度練り直していきたい。

委員：これからの流れがわからないし、いろんな町の動きとかいろんな物を見ながら、次の審議会まで気が緩まないように、どういうことをやっていくのかなど。

事務局：今回見ていただいた180ページぐらいのものの30年度分がまたできる。それは先ほど意見もいただいたので、ある程度整理をしたいということ、フォーカスをもう少し明確にしたいと思う。それを、30年度の成果が今回の意見も踏まえてどうだったかということは、審議をしてもらう。計画の改定期については、計画を作っていくことでかなりボリュームを持って関わっていただくが、それ以外のときは基本的にそのときの状況に応じて、追加するものや削除するものとその進捗管理について意見をいただくのが主な役ということになる。

委員：4月以降までない。去年は2回か3回あった。審議会とはそのようなものなのか。答申が出て、市長に答申して「これができました。」でいいのか。頻繁に開催する必要はないのかもしれないが。

事務局：細かい話をする、答申は「計画について諮問します。」という事に対して、審議会として答申をするというのがひとつの役割。もうひとつ条例上書いてあるのが、通常の進捗管理の中で「こういう意見が出てきました。」というのを市長に述べていくという役目がある。大きく言えばこの2つだろうと思う。そういう意味で今年の委員の皆様には、進捗管理という部分でご意見をいただくことになる。

委員：聞きたいことは聞いてもらったが、今年度は私はこの会はこの1回だけというのは、担

当から聞いていて知っていたが、他の委員が言っていたように、これから何をしていけばいいのかというのを聞こうと思っていた。今日聞いて、役割が2つあるというのを初めて知ったが、先ほどの回答を見てまた分からないことがあれば聞いてもいいし、リアクションしてもいいというのは言ってもらい、次にこういう会があるとしたら4月以降の新しい年度。その間で、せっかく関わっているのだから、自分がここはもっとこうしたらいいのではというような提案していくことは、この審議会委員としては役割じゃないからできないというはあるのか？そこが知りたい。せっかくここまで見せてもらって、疑問点を出して、その疑問点に対して回答はあるが「今後検討していきます。」というのが多いと思う。じゃあ、「検討します。」というところで、「私はこう思うんですけども。」というのをこの次の段階として、担当を通して、委員が提案などしたことを繋いでいくことはできるのかどうか聞きしたい。

事務局：それはできます。

委員：「そういうことはあなたの役割ではありませんから、控えて下さい。」とかいうこともないのか？

事務局：そのようなことは全くない。

委員：再リアクションを含めて、「もっとこういう風にしたらいい。」ということがあれば、また担当を通じて提案をしていいのか？

事務局：委嘱期間は会のときだけではない。来年度の末までお願いしているので、随時意見があれば担当に言っていただいたらと思う。皆さんそれぞれ役もあり、ここだけの会議ではないため、あまり頻繁に開催するのもこちらもお願いしがたいところが正直ある。回数はある程度絞っていかざるを得ないと思っていて、計画の改定期はどうしても回数が多くなるが、そうでないときは1回か2回で「こういうことしたらどうか」ということと、その結果がどうだったかというフィードバックとその次に向けてという会の運営が、一般的かなという気はする。ただ、審議会なので団体の総会とは成り立ちが少し違うため、必要があれば開催することはあると思う。

委員：ありがとうございます。

委員：この冊子の最後の方、50ページに審議会の会議のあり方というのが「施行規則」に書いてある。これは市役所が出した条例があり、条例の中の規則が出ていて、下の方に「審議会の会議」という欄があり、これに基づいて行っているという風に解釈をしている。「会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。」ということ。意見があれば言われたら良いのではと思う。この規則の中でこの会は動いているから。

事務局：あまり、条例も規則も行政の職員でないと見慣れないかもしれないが、そんなに難しいことを書いているわけではないので、お帰りになってからでも構わないので、一度目を通していただくと、会の成り立ちや運営の方法がわかるのではと思う。私が説明した大きな2つの目的というの、その中に書いてあるで確認いただいたらと思う。

6. その他  
特になし

7. 閉会  
16時30分 会議終了